技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等

職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
133 人	47 歳	369,839 円	394,315 円

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における技能労務職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 年齢別職員数 (平成 20.3.31 現在)

	20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
区分		\sim										
	未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
	満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上
啦早米	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	0	0	1	8	9	22	27	21	18	21	6

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表 (二) 適用

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位		
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月額 3,000円		

ウ 昇格基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 18 年度より退職者の新規採用による補充をしておりません。また給与に関しましては、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら国、県、近隣市における同種の職員の給与等を参考にし、平成 20 年度中も必要に応じ、引き続き関係者等と協議を行い、今後とも適正な給与制度・運用となるよう取組んでいきます。

3 具体的な取組内容

平成19年度に給与構造の見直しを行いました。その結果、給料水準を国の行政職給料表(二)に準じて改正しました。

また、平成 19 年 12 月より地域手当を削減 (1%→0%) しています。

4 その他

今後、行政全般に関して行財政改革の基本方針に従い、全事務事業のゼロベースから の見直しや民間委託等の推進、指定管理者制度の活用等に順次取組んでいきます。